議　事　録

第18期名護市農業委員会
第　36　回 総 会

令和8年8月31日（月）

名護市農業委員会　第36回総会

開催日時　　令和8年8月31日（月）午前10時00分～12時00分

開催場所　　名護市21世紀の森体育館　第1・2会議室

出席委員（ 農業委員 ）

1番	野原 朝行	欠	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	欠	5番	山城 秀樹	欠	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	欠	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	玉城　康成	◎	11番	比嘉 政昭	◎	12番	川野 圭輔	○

（ 農地利用最適化推進委員 ）

13番	大城　昭夫	○	14番	清水　一郎	欠	15番	比嘉　海斗	欠
16番	呉屋　信竹	○	17番	金城　秀安	○	18番	林　昌平	○
19番	宮城　直人	欠	20番	上間　光成	欠	21番	古我知　直人	○
22番	玉城　司	○	23番	上地　一宏	欠	24番	野原　三喜郎	○
25番	藤原　邦彦	○						

議事録署名人　　※上記表内の「◎」

書　記　　名護市農業委員会事務局

議　案　　第220号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
　　第221号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
　　第222号　農地法第4条第1項の規定による許可申請について
　　第223号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について
　　第224号　非農地証明願について
　　第225号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
　　第226号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（売買）

報告　　農地法第3条許可の取り消し願いについて
　　農地法第5条許可の取り消し願いについて

（開会）

局長　　皆さんおはようございます。ただいまより第36回名護市農業委員会の総会を開会いたします。議事録署名人は10番委員、11番委員お願いいたします。

本日の議案は7件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長　　皆さんおはようございます。これより第18期第36回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

（議案第220号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について）

議長　　議案第220号農地法第3条第1項の規定による許可申請については6件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　仲尾の1筆で地域計画今後検討。農振農用地域内、地目は田、面積1,360㎡。3条有償移転で規模拡大。従事日数は本人200日。予定作物は果樹類（アテモヤ等）となっております。

整理番号2番　屋部の3筆で地域計画外。農振農用地域外、地目は畑、合計面積1,272㎡。3条無償移転で規模拡大。従事日数は本人200日、妻50日。予定作物はバナナとなっております。

整理番号3番　天仁屋の2筆で地域計画内。農振農用地域内、地目は畑、合計面積3,716.4㎡。既設の営農型発電設備設置のため一時転用更新に伴う地上権設定となっております。

整理番号4番　天仁屋の2筆で地域計画内。農振農用地域内、地目は畑、合計面積8,400.41㎡、使用賃借権で規模拡大。従事日数は本人200日。予定作物はコーヒーとなっております。

整理番号5番　饒平名の1筆で地域計画今後検討。農振農用地域内、地目は畑、面積1,687㎡、賃借権で規模拡大。従事日数は本人200日。予定作物はパインとなっております。

整理番号6番　天仁屋の2筆で、1筆目が地域計画今後検討、農振農用地

域内、2筆目が地域計画外、農振農用地域外、地目は畑、合計面積8,167㎡、3条無償所有移転で新規就農。従事日数は本人200日、予定作物はタンカン、シークヮーサーとなっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第220号農地法第3条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第220号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第221号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について）

議長　　議案第221号農地転用許可後の事業計画変更承認申請については1件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　仲尾次の2筆、地目は畑、合計面積1,623㎡。当初の計画通り事業を遂行できない理由が、宿泊施設で許可を得たがコロナ禍になり宿泊業全体の経営環境が悪化したため計画を断念したとのことです。変更理由は、貸資材置場として利用するためとのことです。

説明は以上となります。

議長　　議案第221号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第221号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について可としてよろしいですか。

委員　　異議なし。

（議案第222号　農地法第4条第1項の規定による許可申請について）

議長　　議案第222号農地法第4条第1項の規定による許可申請については2件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　屋部の1筆、地目は畑、面積474㎡。転用目的はコンテナ倉庫、駐車場。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号２番　大南四丁目の２筆、地目は田、合計面積 121 ㎡。転用目的は駐車場。農地区分は第三種農地、始末書付きの申請になっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第 222 号農地法第４条第１項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 222 号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第 223 号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について）

議長　　議案第 223 号農地法第５条第１項の規定による許可申請については 15 件になります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　整理番号１番　幸喜の３筆、地目は原野、合計面積 26,333 ㎡。所有権移転で転用目的は隣接に建設するホテルのための駐車場となっております。

整理番号２番　為又の１筆、地目は田、面積 378 ㎡。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第二種農地、始末書付きの申請となっております。

整理番号３番　稲嶺の１筆、地目は田、面積 72 ㎡。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号４番　伊差川の１筆、地目は畑、面積 1,484 の内 67 ㎡。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第三種農地となっております。

整理番号５番　我部祖河の１筆、地目は畑、面積 826 ㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第一種農地となっております。

整理番号６番　我部祖河の１筆、地目は畑、面積 71 ㎡。所有権移転で転用目的は進入路。農地区分は第一種農地となっております。整理番号５番と同時申請となっております。

この土地の農地区分は第１種農地となっておりますが、施行規則第 33 条第３号に規定する不許可の例外、申請地周辺の地域において居住する者の日常または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとしての申請となっ

ております。集落接続の程度として10戸以上の家屋が距離を置かずに建っています。

整理番号7番　我部祖河の1筆、地目は畑、面積1,807の内235､60㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号8番　古我知の1筆、地目は畑、面積542㎡。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号9番　屋部の1筆、地目は畑、面積478㎡。賃借権で転用目的は駐車場。農地区分は第二種農地となっております。

次の整理番号10番から14番までは一体利用のため関連する申請となっております。

整理番号10番　瀬嵩の1筆、地目は田、面積1,199の内1,138㎡。賃借権で転用目的は残土置場としての一時転用です。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号11番　瀬嵩の1筆、地目は田、面積303の内282㎡。権利設定、転用目的、農地区分は先の整理番号10番と同じです。

整理番号12番　瀬嵩の3筆、地目は田、合計面積1,865㎡。権利設定、転用目的、農地区分は先の整理番号10番と同じです。

整理番号13番　瀬嵩の4筆、地目は田、合計面積3,176㎡。権利設定、転用目的、農地区分は先の整理番号10番と同じです。

整理番号14番　瀬嵩の1筆、地目は田、面積707の内15㎡。権利設定、転用目的、農地区分は先の整理番号10番と同じです。

整理番号15番　天仁屋の2筆、地目は畑、合計面積20㎡。使用賃借権の設定、転用目的は営農型発電設備のための一時転用。農地区分は農振地域内の農用地となっております。

説明は以上となります。

議長　　議案第223号農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

委員　　整理番号10番から14番ですが、転用期間が終わった後その残土はどうするのですか。

事務局　　お答えいたします。
申請者の関連会社が近くにホテルを建設しており、同時に農産物出荷工場も建設していますのでその周辺に残土を戻す予定です。
説明は以上となります。

議長　　ほかに質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ないようですので議案第223号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第224号　非農地証明願について）

議長　　議案第224号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　宮里の1筆、地目は田、面積83㎡。「当該申請地は、周囲は道路に囲まれており、傾斜地で20年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。

整理番号2番　屋部の1筆、地目は畑、面積183㎡。「当該申請地は、進入路のない袋地になっており約40年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。

整理番号3番　屋部の2筆、地目は畑、合計面積62㎡。「当該申請地は、道路拡張により分筆された土地で、小面積のため今後も農地としての利用は困難である」とのことです。

整理番号4番　瀬嵩の2筆、地目は1筆目が田2筆目が畑、合計面積1,175㎡。「当該申請地は、40年前より耕作もされていない。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。
現地調査を行ったところ、土地は平坦であり、伐採も困難ではないということから否決相当と現地調査委員より意見がありました。

整理番号5番　瀬嵩の2筆、地目は1筆目が畑2筆目が田、合計面積

1,857 ㎡。「当該申請地は、袋地となっており、40年以上前より耕作もされていない。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。

現地調査を行ったところ土地も平坦であり転用としても使える見込みがあるため否決相当と現地調査委員より意見がありました。

整理番号6番　宮里四丁目の2筆、地目は畑、合計面積98 ㎡。「当該申請地は、道路工事によって分筆された土地の残地であり、建物と道路に挟まれた横溢で小面積の土地である。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。

説明は以上となります。

議長　　議案第224号非農地証明願について質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようですので議案第224号非農地証明願いについて4番5番を否決とし、それ以外は可決としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第225号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について）

議長　　議案第225号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については5件になります。事務局より説明をお願いします。

農地係　　整理番号1番　饒平名の2筆、地域計画外、合計面積1､879 ㎡。利用期間は5年5ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号2番　運天原の1筆、地域計画外、面積1309の内1,179 ㎡。利用期間は5年で予定作物はハーブ（レモングラス）となっております。

整理番号3番　済井出の1筆、地域計画内、面積1,688の内1,558 ㎡。利用期間は10年で予定作物はパイナップルとなっております。

整理番号4番　真喜屋の1筆、地域計画外、面積570 ㎡。利用期間は10年で予定作物はクワンソウとなっております。

整理番号5番　真喜屋の1筆、地域計画内、面積1,182 ㎡。利用期間

は10年で予定作物はクワンソウとなっております。
説明は以上となります。

議長　　議案第225号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第225号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし。

（議案第226号　農用地利用集積等促進計画案に係る意見について）

議長　　議案第226号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については1件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局　　整理番号1番　饒平名の2筆、地域計画内、合計面積7,121㎡。予定作物はサトウキビとなっております。
説明は以上となります。

議長　　議案第226号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第226号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について可としてよろしいでしょうか。

委員　　異議なし

（報告　農地法第3条許可申請取り消し願いについて）

議長　　農地法第3条許可申請取り消し願いについての報告を事務局よりお願いします。

事務局　　農地法第3条許可申請取り消し願いについて1件報告がございます。饒平名2筆、合計面積7,121㎡。令和8年6月に許可されましたが、農地中間管理機構を通した売買へ切り替えるため取り消しとなります。
説明は以上となります。

（報告　農地法第５条許可申請取り消し願いについて）

議長　　農地法第５条許可申請取り消し願いについての報告を事務局よりお願いします。

事務局　　農地法第５条許可申請取り消し願いについて１件報告がございます。瀬嵩２筆、合計面積651㎡。令和４年11月に所有権移転で許可されましたが、別の利用目的で利用することとなったため取り消しとなります。

報告は以上となります。

（閉会）

議長　　以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。

これをもちまして、第36回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第３項の規定により署名する。

名護市農業委員会　　議長（会長）　藤原　邦彦

署名委員（玉城　康成）　玉城　康成

署名委員（比嘉　政昭）　比嘉　政昭